

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

1 概要

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 25 号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 93 号）の施行期日を、平成 29 年 4 月 10 日とするもの。

2 参照条文

○公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年 4 月 13 日法律第 25 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第百九十七条の二の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年 12 月 2 日法律第 93 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。